麻薬小売業者免許申請書

※ 己しょ	麻薬業務所		所在地	葛飾区		丁目		番	号
※記入する前に裏面の			名 称	電話	()			
	薬局開設 許可番号		第	号	許可年月日		年	月	日
「注意事項」をよくお読みください。	申請者の欠格条項	(1) 法第51条第1項の規定により免許を取り消されたこと。							
		(2) 罰金以上の刑に処せられたこと。							
		(3) 医事又は薬事に関する法令又はこれに基づく処分に違反したこと。							
	備	考				·			
	上記のとおり免許を受けたいので申請します。								
			年	月 日					
	住 所 (法人の場合は主たる事務所の所在地)								
	ふりがな 氏 名 (法人の場合はその名称と代表者名)								
	葛飾区保健所長のあて								

※注意事項

- 1 麻薬業務所の所在地・名称・申請者の住所・氏名は、いずれも省略しないで、正しい文字で記載してください。不要の文字は——線で消してください。
- 2 申請者の欠格条項欄には、当該事実がない場合は「なし」と記載し、ある場合は、(1)欄 =その理由及び取消された年月日を、(2)欄=その罪・刑・刑の確定年月日及びその執行を 終わり、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日を、(3)欄=その違反の事実 及び年月日を、それぞれ記載してください。
- 3 診断書の有効期間は、診断日を含めて1ヵ月間です。 申請者が法人の場合は、麻薬関係業務を行う役員全員について各人別に、同様の診断書を添 付してください。
- 4 申請書の添付書類として、①店舗の平面図 ②麻薬保管庫の仕様と立体図(鍵、固定方法を明記したもの)を提出してください。(ただし、変更がなく、更新の場合で指定の期間内に申請するときは必要ありません。)
- 5 申請者が法人の場合は、麻薬関係業務を行う役員を明示した組織図等(最高責任者の記名 がなされたもの)を併せて提出してください。
- 6 申請手数料 麻薬小売業者 4.600円(令和3年8月1日現在)(現金)
- 7 免許の有効期間は、免許された日から、その翌々年の12月31日までです。その後も引き続いて免許を必要とする場合は、新たに申請をしなくてはなりませんのでご承知おきください。